

発達支援について（障害者福祉課所掌分）

1 療育について

（1）現状（当事者への相談・受診の状況、診断後の療育支援の現状等）

ア 児童福祉法に基づく児童通所支援及び障害児相談支援の利用状況（令和6年度（2024年度））

（ア）児童発達支援：1,039人

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

（イ）居宅訪問型児童発達支援：5人

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅に訪問して基本的な動作の指導、知識技能付与等の支援を行う。

（ウ）放課後等デイサービス：1,792人

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。

（エ）保育所等訪問支援：229人

障害児以外の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援その他必要な支援を行う。

（オ）障害児相談支援：375人

障害児とその家族が地域で安心して暮らすために必要なサービスの利用計画を作成し、相談に応じる支援を行う。

イ 発達障害児支援室

八王子市小児・障害メディカルセンター内の発達障害児支援室「からふる」において、発達に偏りや遅れのある児童の成長を支援するため、早期発見・早期対応につなげる相談や療育支援を行っている。事業内容について

は、別紙1「発達障害児支援室について」のとおり。

ウ 児童発達支援センター

市内2か所の児童発達支援センター（すぎな愛育園、すぎな愛育園きらきら）において、障害や発達に遅れのある児童に対し、その乳幼児期に適切な早期対応を行うため、個別支援及び集団療育並びに家庭での子育てにかかわる相談を行っている。事業内容については、別紙2「児童発達支援センターについて」のとおり。

（2）療育等の発達支援にあたる関係機関や団体等との連携状況

ア 障害児支援に関する切れ目のない支援や情報提供

誕生から就労期までの成長や発達をサポートするため、成長に関する情報を一つにまとめる「はちおうじっ子マイファイル」事業を実施している。

また、ライフステージに応じた相談窓口を掲載したパンフレット「はちおうじっ子の相談窓口」を作成し窓口で配布するほか、1歳半健診の際にはちおうじっ子マイファイルと併せて配布することで、相談先の情報を保護者等に提供している。

イ 障害児支援に関する連携の場

障害者団体や支援機関、行政（保健、保育、教育の各課）等で構成する障害者地域自立支援協議会の子ども部会において、障害のある子どもと家族を支援するためにライフステージに即した切れ目のない支援に関して協議を行う。

（3）（1）、（2）をふまえた課題

子どもの発達や成長に関する様々な相談を総合的・横断的に対応する相談体制の整備が必要。

2 就労支援について

（1）市内の障害者就労の現状

就労を希望する者は、障害福祉サービス（就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援等）、八王子市就労・生活支援センター（ふらん）、障害者就業・生活支援センター（TALANT）、ハローワーク等を利用している。

ア 総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用状況（令和6年度（2024年度））

（ア）就労継続支援 A型：21人、B型：91人

※A型：65歳未満の方。原則、雇用契約あり。 B型：雇用契約なし。

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。

(イ)就労移行支援：109人

一般就労に向け、一定期間、事業所における作業や実習、適正にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う。

(ウ)就労定着支援：52人

就労移行支援等を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人について、課題解決に必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。

イ 八王子市障害者就労・生活支援センター（ふらん）

障害者の一般就労の機会を図るとともに障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、市が開設し、特定非営利活動法人八王子ワークセンターに委託して実施する事業であり、一般事業所等へ就職を希望している方や就労している方を対象に就労支援、職場生活支援等のほか、助言、相談及び情報提供を行う。

(ア)登録者数（令和7年（2025年）6月30日現在）

141人（うち企業就労している者106人）

(イ)事業内容

- a 利用者の成育歴、受診歴、就労経過等を聞き、利用者の特性を整理する。
- b 職業適性検査及び作業評価の実施並びに就労パスポートの作成を通じて、利用者自身の捉え方を振り返らせることにより、就労先への伝え方、合理的配慮の求め方等を整理する。
- c 利用者自身の就労イメージには、学校生活、経済状況、家族の意見等、様々な要素が影響することから、希望を聞きながら優先順位を決め、労働条件等を整理する。
- d 就職後は、利用者の相談に応じ助言を行うほか、障害者雇用の場合は企業訪問を行い、企業担当者からの相談を受けることで客観的な状況を把握し、課題解決のための支援を行う。

(ウ)受入企業への支援・取組状況等（障害者雇用の理解促進等）

- a 利用者の特性（仕事のスキル、情報の理解や整理、感覚過敏、対人面の特性等）を伝え、環境調整や利用者自身の理解推進を進める。
- b 利用者自身の工夫や捉え方の修正だけでは解決が難しく、職場の上司等指示をする側の配慮、利用者の特性に合わせた環境調整が必要な場合には、職場側の対応について検討を求める。

（エ）国、東京都との連携状況

a 国

ハローワークに雇用サポーターが配置されており、求職者の支援に必要な場合に連携する。その他、国立障害者リハビリテーションセンターから支援の引継を受けるケースなどがある。

b 東京都

東京都発達障害者支援センターとの連携（問合せ、紹介）、東京障害者職業能力開発校との連携（入校、卒業生の引継ぎ）

（２）（１）をふまえた課題

福祉的就労から一般就労への移行・定着や新たな雇用の創出が必要。

３ ライフステージに応じた家族支援について

（１）本市の家族支援に関する事業概要とその取組実績

発達障害児支援室・児童発達支援センター・相談支援事業所において相談を受けている。別紙１・２を参照。

（２）家族支援にあたる関係機関や団体等との連携状況

発達障害児支援室・児童発達支援センター・相談支援事業所において相談を受けている。別紙１・２を参照。

（３）（１）、（２）をふまえた課題

障害者及び障害者の家族に対して、ライフステージに即した支援の実現のため、相談を総合的に受け付けることができる体制が必要。